

第4 駐輪場使用に関する細則

ライブヒルズ鳳の駐輪場の使用及び駐輪場使用契約については、この細則の定めるところによる。

1 駐輪場の使用契約、登録及び解約手続

(1) 駐輪場の使用希望者は「駐輪場使用申込書」（様式第6）を提出し、「駐輪場使用承認書」を受けることにより、駐輪場契約とする。

(2) 契約の期間は、契約の日から1年間とする。

但し、期間満了の日までに使用者から解約の意思表示がない場合は、契約を更に1カ年延長するものとし、以後もこれに準ずる。

(3) 使用契約を解約する場合は、「駐輪場使用解約届出書」（様式第7）を提出するものとする。

(4) 駐輪場使用料は、次のとおりとし、契約時支払うとともに、毎月28日までにその翌月分を、管理費等とともに振込むものとする。

尚、使用料は経済情勢の変動、その他の事由により不適當となった場合は、契約期間中といえど、変更することができる。

区 分	自 転 車 等
月 額 使 用 料	200 円

(5) 使用を承認された自転車は、登録台帳に記録するとともに、登録番号及び住戸番号を記入した所定のシール（シール代 200円）を交付し、使用者はそのシールを自転車の見易い箇所に貼付するものとする。

(6) 交付したシールが剥げ落ちたり、不鮮明になった場合は、その旨届け出て所定のシール代を支払い再交付を受けるものとする。

(7) 駐輪場使用料及びシール代は、管理費に充当する。

2 自転車等所持の制限

マンション開設時設定した駐輪場が満車となったときは、駐輪場の使用契約を一時中止し、その後については、空きが生じた時点で「駐輪場使用申込書」順に契約を続行する。